

令和3年6月20日

公益財団法人日本少年野球連盟  
ブロック長、支部長、所属チーム 各位

「緊急事態宣言」解除後のチーム活動について

公益財団法人日本少年野球連盟  
会長 惣田 敏和



記

政府はこのほど、10都道府県に発令されていた緊急事態宣言について、沖縄以外を6月20日の期限で解除することを正式に決めました。東京、大阪などの7都道府県は「まん延防止等重点措置」に移行させ、期間を6月21日から7月11日までとしました。

これに伴い当連盟では5月28日に発出しました通達は、6月20日をもって一旦解除致します。尚、今後のチーム活動に関しては各ブロックから発出された通達の遵守を第一として下さい。ただし、コロナ感染が終息した訳ではないため全地域において連盟発出の「感染拡大防止のガイドライン」の徹底遵守と各市町村、教育委員会の指導に従っての行動を改めてお願い致します。

以上

※お知らせ

連盟本部事務局（大阪市浪速区）は大阪府の「まん延防止等重点措置」移行に伴い、同措置解除までの時短勤務時間を午前10時～午後4時までに変更致します。

皆様方にはご不便を継続いたしますが、ご理解の上ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

令和3年5月28日

公益財団法人日本少年野球連盟

ブロック長、支部長、所属チーム 各位

## 通 達

公益財団法人日本少年野球連盟  
会長 惣田 敏和

## 記

政府から4月25日に発出されました新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が5月31日まで延長され、本日さらに沖縄県の期限にそって6月20日まで再度延長されました。また、延長、再延長の対象地域は北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡の9都道府県です。これに伴い当連盟でも5月8日付け通達を6月20日まで延長致します。当該地域に所属するチームの期間中の活動については各ブロックから発出された通達の遵守を第一として下さい。

また、それ以外の全地域に対しても連盟発出「感染拡大防止のガイドライン（令和2年10月12日）」、「連盟通達（令和3年4月15日）」の徹底遵守を改めてお願いするとともに、各市町村、教育委員会の指導に従って行動していただきますよう改めてお願い申し上げます。

以 上

### ※お知らせ

連盟本部事務局（大阪市浪速区）はこの度の緊急事態宣言の延長に伴い、午前11時～午後4時までの勤務時間短縮を大阪府の解除まで継続させていただきます。

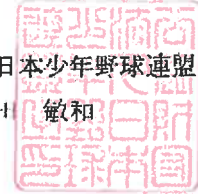
皆様方にはまたしてもご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和3年5月8日

公益財団法人日本少年野球連盟  
ブロック長、支部長、所属チーム各位

## 通 達

公益財団法人日本少年野球連盟  
会 長 惣田 敏和



## 記

このほど政府から4月25日に発出されました新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。また、愛知、福岡両県も新たに対象として加えられました。これに伴い当連盟でも4月26日付け通達を5月31日まで延長致します。当該地域に所属するチームの期間中の活動については各ブロックから発出された通達の遵守を第一として下さい。

また、それ以外の全地域に対しても連盟発出「感染拡大防止のガイドライン（令和2年10月12日）」、「連盟通達（令和3年4月15日）」の徹底遵守を改めてお願いするとともに、各市町村、教育委員会の指導に従って行動していただきますよう改めてお願い申し上げます。

以上

### ※お知らせ

連盟本部事務局（大阪市浪速区）はこの度の緊急事態宣言発令に伴い、本日より期間中の勤務時間を短縮。午前11時～午後4時までとさせていただきます。

皆様方にはまたしてもご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。